

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）の行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状
- (3) 賞状

2 表彰状は、次の各号の1に該当するものに授与するものとする。

- (1) センターにおいて、犯罪被害相談員、犯罪被害者直接支援員その他の支援員として、犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる者
- (2) センターにおいて、職員として、犯罪被害者支援活動の維持・発展に顕著な功労があったと認められる者

3 感謝状は、センターの設立及び事業の推進に関し多大な協力をしたと認められる個人又は団体に贈呈する。

4 賞状は、センターが主催、共催及び後援等により行う犯罪被害者支援に関する諸行事で優秀な成績を収め若しくは多大な功労があった個人又は団体に授与する。

(表彰の上申)

第3条 事務局長は、前条に規定する被表彰者を上申するときは、表彰上申書（様式第1号）により、代表理事に上申するものとする。

(表彰の審査)

第4条 前条の表彰上申があったときは、理事会で審査し、代表理事が決定するものとする。

2 審査は、理事の持ち回り審議をもって審査に代えることができる。

(表彰の実施)

第5条 表彰は、原則として、総会又は理事会において行う。ただし、これにより難しい事情がある場合はこの限りでない。

2 被表彰者が死亡し、又は退職した場合には、生前又は退職日にさかのぼって表彰する。

(警察本部長との連名表彰)

第6条 第2条第2項に規定する表彰について、犯罪被害者支援活動に概ね7年以上にわたり尽力し、特に顕著な功労があったとみとめられるものについては、代表理事が岡山県警察本部長（以下「本部長」という。）に上申し、本部長と協議の上、本部長との連名で表彰を行うことができるものとする。

(副賞)

第7条 表彰には、賞金その他の副賞を添えることができる。

(表彰台帳)

第8条 事務局長は、表彰があったときは、表彰台帳（様式第2号）に所要の事項を記載するものとする。

(委任)

第9条 本規程に定めのない事項については、代表理事が理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第10条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

本規程は、平成19年8月1日から施行する。

本規程の改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

本規程の改正規程は、平成26年4月1日から施行する。